

(河川産出物の採取)

- 1 河川の名称
- 2 採取の目的
- 3 採取の場所及び採取に係る土地の面積
- 4 河川の産出物の種類及び数量
- 5 採取の方法
- 6 採取の期間

〔備考〕

- 1 土石の採取にあつては、次のとおりとすること。
 - (1) 「河川の産出物の種類及び数量」については、砂、砂利、栗石、玉石その他の土石の採取ごとに、その数量を記載すること。
 - (2) 「採取の方法」については、機械掘り又は手掘りの別を記載するとともに、機械掘りにあつては、その機械の種類、能力及び数並びに採取に係る掘さく又は切土の深さを記載すること。
- 2 「採取の方法」については、採取した河川の産出物の搬出の方法及び経路を付記すること。
- 3 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

〔記載要領〕

- 1 河川の名称 水系名、河川名、左右岸の別を明記すること。
- 2 採取の場所
 - ① 「字〇〇番地先」まで明記すること。
 - ② 左右岸にまたがる場合は、左岸右岸に分けて記載すること。
 - ③ 当該占用施設が数個の「字」にわたる場合は、原則としてそのすべてを記載し、数個の地番にわたる場合は、「字」ごとに代表的なものを記載すること。
- 3 採取の面積 面積計算書により、0.1 平方メートル未満の端数を切り上げ、小数第 1 位まで記載すること。